

序章

1. 計画の作成と背景

日田市（以下「本市」という。）は、北部九州のほぼ中央、大分県の西部に位置する。本市の周囲は阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が合流する日田盆地と緑豊かな森林や丘陵地で市域が形成されている。市内を流れる筑後川の上流、三隈川の豊かな水流を利用して、人々は日々の生活だけでなく、鵜飼や川遊びなどにも興じてきた。一方、もともと日田は水利の悪い土地であったが、江戸時代後期に廣瀬久兵衛が小ヶ瀬井路の開削をし、本市内に水路が張り巡らせた。このようなことから、本市はいつしか「水郷」と呼ばれるようになり、「水郷日田」として今も人々に親しまれている。また、本市は古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府直轄領（以下「天領」という。）として西国筋郡代が置かれるなど、九州の政治・経済・文化の中心地として発展してきた。

本市では、このような美しく豊かな自然の恵みを受け、地域固有の歴史と風土に恵まれて築き上げてきた文化的な環境の中で、地域独特の文化芸術が生まれ、多くの分野にわたり市民の文化活動が展開されてきた。そのような中、平成27（2015）年に「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として咸宜園跡（国史跡）や豆田町（重要伝統的建造物群保存地区）などが日本遺産に認定、そして平成28（2016）年には日田祇園の曳山行事（重要無形民俗文化財）がユネスコの無形文化遺産に登録され、日本国内はもとより、世界にその魅力を発信することが、地域社会に活力を生み出す大切な財産となっている。

また、本市では市内に数多く残されている貴重な文化財を適切に保存・継承するとともに、多くの人々に文化財に身近に触れて親しんでいただけるよう、様々な活動を行っている。例えば豆田町伝統的建造物群保存地区においては、草野家住宅（重要文化財）や廣瀬淡窓旧宅及び墓（国史跡）の保存整備事業において、建築技術者や教育機関を対象とした現場見学会を毎年開催してきた。また、市内より出土した埋蔵文化財を整理・保管・展示する施設である日田市埋蔵文化財センターでは、考古学講座の開催や子ども達を対象とした火熾し体験などが定期的に行っている。さらに、日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」においては、本市内の小学校4年生～6年生を対象とした日本遺産子どもガイドの研修会や他の日本遺産と連携した公開講座を定期的に行い、情報発信に努めている。なお、この日本遺産を現在「近世日本の教育遺産群」として世界遺産登録しようと、水戸市、足利市、備前市と協力して、教育遺産の調査研究や普及啓発を進めている。

一方で、近年高齢化や人口減少などにより、芸術文化や生活文化に関わる文化財を中心として保存、継承が困難になってきている。将来にわたって文化財を保存・活用していくために、市民の地域の歴史を愛する心を育み、文化財の普及啓発を図るための活動が求められている。また、平成24（2012）年7月の九州北部豪雨や平成28（2016）年4月の熊本地震、平成29（2017）年7月の九州豪雨といった大規模災害が近年多発していることから、文化財をこのような大規模災害から守るための対策を講じる必要も出てきた。

文化活動や歴史が遺した有形無形の文化財は、市民共通の貴重な財産である。そのため、先人から受け継いできた文化の遺産と伝統を守るとともに、文化活動の輪を更に広げながら将来に引き継いでいく必要がある。そこで、本市の貴重な宝である多種多様な文化財を調査・把握し、総

《資料4》

合的・一体的に捉え、まちづくりや観光などの他の分野とも連携し、地域総がかりで将来への保存・活用に繋げていくため、『日田市文化財保存活用地域計画』（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 地域計画作成の体制

本計画作成にあたっては、学識経験者や文化財所有者、観光団体、文化財関係団体、行政関係者で構成される「日田市文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、日田市教育庁文化財保護課が事務局となって検討を行った。また、内部の意見調整や情報共有を図るため、日田市文化財保存活用地域計画庁内部会を設置し、説明や報告、意見聴取を行った。

日田市文化財保存活用地域計画協議会 名簿（敬称略）

氏名	専門分野	所属等	役職
飯沼 賢司	歴史	別府大学 特任教授	会長
古田 京太郎	植物	日田市立博物館協議会 委員長	副会長
古田 嘉寿美	文化財の活用	国登録有形文化財 後藤家住宅 所有者代理 有限会社 和くら 代表取締役社長	委員
大森 洋子	景観保全	久留米工業大学 学長補佐	
武末 純一	考古	福岡大学 名誉教授 春日市奴国の丘歴史資料館 名誉館長	
段上 達雄	民俗	別府大学 特任教授	
養父 信義	建築	NPO法人 本物の伝統を守る会 理事長	
黒木 陽介	観光	一般社団法人 日田市観光協会 事務局長	
樋口 恒成	商工	日田商工会議所 事務局長	
佐藤 信	行政（文化財）	大分県教育庁文化課 主査	
岡野 涼子	人材育成	一般社団法人 NINAU 代表理事	
神山 淳	社会教育	一般財団法人 日田市公民館運営事業団 朝日公民館主事	
佐藤 隆博	学校教育	日田市小学校教育課程等研究協議会 小学校社会科部会 副主任	
和田 秀秋	まちづくり	日田市自治会連合会 副会長	

日田市文化財保存活用地域計画庁内部会

部局名	部名	課名
教育委員会	教育庁	学校教育課
		社会教育課
市長部局	総務部	防災・危機管理課
	企画振興部	地方創生推進課
		まちづくり推進課
	市民環境部	環境課
	商工観光部	商工労政課
		観光課
	農林振興部	農業振興課
林業振興課		
土木建築部	都市整備課	

(臨時委員：千田昇先生)

日田市文化財保護審議会

氏名	専門分野	所属等
渡辺 文雄	有形文化財 [絵画・彫刻他]	元別府大学教授
豊田 寛三	有形文化財 [古文書・古記録]	大分大学名誉教授
下村 智	有形文化財 [考古資料]	別府大学特任教授
伊東 龍一	有形文化財 [建造物]	熊本大学院教授
段上 達雄	無形文化財	別府大学特任教授
後藤 宗俊	史跡	別府大学名誉教授
神川 建彦	天然記念物	特定非営利活動法人 初島森林植物園 ネットワーク 理事長
山田 拓伸	保存技術	元大分県立歴史博物館
江面 嗣人	伝統的建造物	岡山理科大学教授
大森 洋子	文化的景観	久留米工業大学教授
大神 信證	文化財の活用	日田市文化財保護員協議会
佐藤 隆博	文化財の活用	日田市小・中学校教育課程等 研究協議会 小学校社会科部会

日田市文化財保存活用地域計画協議会 経過

日時		場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 10月15日 14:00~	日田市役所 本庁4階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保存活用地域計画、大分県文化財保存活用大綱について 日田市の文化財について 日田市文化財保存活用地域計画の作成の取組について
第2回	令和4(2022)年 3月24日	日田市役所 本庁4階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> 日田市文化財保存活用地域計画の「章立て」の作成について 日田市の「歴史文化の特徴」の作成について

《資料4》

日田市文化財保存活用地域計画庁内部会 経過

	日時	場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 12月27日 13:30~	日田市役所 本庁7階 中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存活用地域計画について ・文化財の保存・活用の推進及び連携体制について ・今後のスケジュールについて

審議会の開催場所を追加予定

日田市文化財保護審議会 経過

	日時	場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 5月	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・日田市文化財保存活用地域計画の作成の取組について
第2回	令和4(2022)年 8月9日		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の報告 ・令和4年度の予定について ・今後のスケジュールについて
第3回	令和5(2023)年 2月2日		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の進捗状況について ・今後のスケジュールについて

3. 地域計画の位置づけ

本計画は、本市全体の政策に関わる『第6次日田市総合計画』、『第2期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略』及び大分県内における文化財の保存・活用に関する施策の大綱である『大分県文化財保存活用大綱』、教育分野の上位計画となる『日田市教育大綱』、『日田市教育行政実施方針』、『第二次日田市文化振興基本計画』を踏まえるとともに、庁内関係各課が策定等した各種計画との連携・調整を図る。また、個々の文化財の計画等の上位計画として作成する。

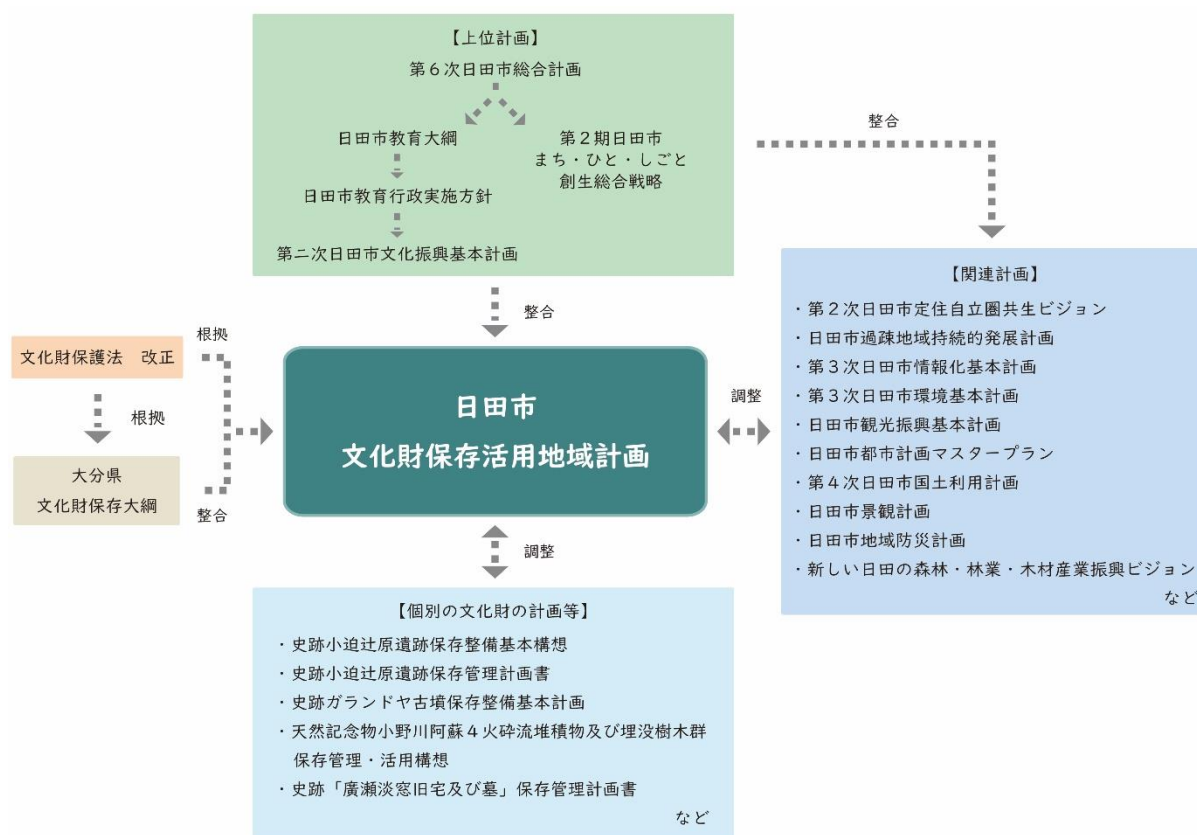


図1 本計画の位置付け

(1) 上位計画

①第6次日田市総合計画

第6次日田市総合計画は、本市が目指す将来像を実現するために実施する政策を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針である。また、本市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるものである。

総合計画の計画期間は平成29(2017)年度から令和9(2027)年度となっており、計画の構成は基本構想、基本計画及び実施計画により構成されている。

基本計画は第1期計画を3年間、第2期計画を4年間、第3計画を4年間に区分して策定しており、現在は第2期計画となっている。

第2期計画は6つの章から構成され、特に文化財に関する施策については、「やりがいと魅力をつくる～価値を磨き続ける ひた～産業振興3-(4)観光の振興 ①地域資源を活かした観光の魅力づくり」「安全で快適に暮らす～便利も快適もそろえる ひた～生活基盤4-(4)地域

《資料4》

特性を活かした空間づくり ②景観の形成」「学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひた～教育・文化5－(2)文化芸術の振興 ①文化財や芸術文化の保存、継承と発展」「同章(3)生涯学習の充実 ②博物館の機能の充実」等において示されている。

②第2期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国の総合戦略及び大分県の総合戦略を勘案しつつ、本市の最上位計画である総合計画や「日田市人口ビジョン」を踏まえ、基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

計画期間は令和2(2020)年度から令和5(2023)年度となっており、「若い世代が住み続けたいと思うふるさと日田を創る」を基本目標に掲げている。

第2期総合戦略においては、総合戦略の中に行政と民間等が相互に推進していく内容を記載していくことで連携を図り、目標の達成を目指している。特に文化財に関する施策については、「移住・定住に向けた取組」「まちづくり活動への支援」において示されている。

③日田市教育大綱

日田市教育大綱は、地域住民の意向のより一層の反映と日田市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、日田市長と日田市教育委員会が協議して定めた、日田市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、総合計画及び「日田市教育行政実施方針」と連動し、総合戦略とも整合性を図っている。

実施期間は令和4(2022)年度から令和9(2027)年度までの6年間となっており、「未来を切り拓き、ふるさとを愛するひとづくり」を基本理念に掲げ、その理念に基づく5つの基本方針が掲げられている。特に文化財に関しては、「5.咸宜園などふるさとの歴史と文化を守り、未来につなぎます。」という基本理念が掲げられている。

教育大綱の具体的な取り組みについては、「日田市教育行政実施方針」において、示されている。

④日田市教育行政実施方針

日田市教育行政実施方針は、教育に関する現状と課題を的確に把握し、その解決や進展を図るための方策を明文化し、一貫したより良い教育の実現を目指すため、教育大綱で示された基本方針を実現するための具体的な取組を示すものであり、総合計画と連動し、かつ、国が策定した教育振興基本計画を参酌して策定された。

計画期間は令和4(2022)年度から令和5(2023)年度までの2年間となっており、その構成は4つの章から成り立っている。特に文化財に関する施策については、「IV《文化芸術の振興》IV－第1 ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」において、「1.ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」「2.保存と活用に向けた環境の整備」「3.愛護意識の高揚と愛護活動への支援」「4.咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録」の4つが示されている。

⑤第二次日田市文化振興基本計画

日田市文化振興基本計画は、文化の振興に当たっての基本理念を基に、市民の芸術文化活動や本誌の歴史ある文化遺産、生活の中の文化などを活用し、生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、文化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定されている。

計画期間は平成29（2017）年度から令和9（2027）年度までの11年間となっており、さらに11年の計画期間を3年、4年、4年の3期に区分している。

基本理念として、「（1）文化の保存、継承」「（2）日田らしい歴史、風土の反映」「（3）市民の主体的な参加」「（4）文化活動の尊重」「（5）誰もが文化に接することができる環境整備」「（6）情報の受発信と交流の推進」「（7）市民の意見の反映」の7つを掲げており、これらの基本理念のもと、地域を活性化させる文化力を活用し、市民生活に安らぎと潤いを与えながら、行政、市民や文化団体、事業所等の協働によって『心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会』の実現を将来像としている。

（2）関連計画

①第2次日田市定住自立圏共生ビジョン

日田市定住自立圏共生ビジョンは、総合計画を上位計画とし、旧日田市の区域と、旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町の区域で形成する「日田市定住自立圏」のどこでも誰もが安心して定住できる環境を整備するとともに、自立するための経済基盤を確立し、魅力あふれる圏域を形成することを目的として、策定された。

計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間であり、基本方針として、3つの項目が示されている。

特に文化財に関する事業については、「基本方針1.生活機能の強化（2）文化芸術 ア文化芸術の振興」に記載されている。

②日田市過疎地域持続的発展計画

日田市過疎地域持続的発展計画は、令和3（2021）年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき策定された。本計画は市内全域を対象として、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を目的に策定された計画である。

計画には、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標などについて定められ、計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までである。

構成は13の項目から成り立っており、特に文化財に関する施策については、「11.地域文化の振興等」において、現況と問題点及び対策などについて示されている。

④日田市地域防災計画

日田市地域防災計画は、大分県地域防災計画との整合性を図りながら、日田市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もっ

《資料4》

て防災活動の効果的な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定された。「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策などについて、風水害及び地震それぞれに3つの基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進している。

このうち、文化財に関する施策について、風水害に関するものは、「第2部災害予防計画（風水害） 第2章災害に強いまちづくり 3. 文化財の災害予防対策」の中の「（1）文化財防災施設の設置促進」「（2）文化財防災施設の維持管理」「（3）歴史資料等の防災対策の推進」において示されている。また、地震に関するものは、「第2部災害予防計画（地震編） 第2章災害に強いまちづくり 3. 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性の確保」の中の「（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針」「（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施」において示されている。

次の計画について、国の動向を見ながらなるべく早く策定する予定。策定時期は令和5年度になる見込み。
→更新後修正とさせていただきます

⑤第3次日田市情報化基本計画

日田市情報化基本計画は、情報通信技術を活用することにより、豊かな市民生活を実現することを目的として、策定された。

第3次情報化基本計画は、『第2次日田市情報化基本計画』の進捗状況について検証を行うとともに、これまでに整備した情報システム環境の活用と見直しを主な目標としている。

計画期間は平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間となっており、その構成は4つの章から構成されている。

特に文化財に関しては、「第3章 日田市のIT環境 3-2. 第2次日田市情報化基本計画の進捗状況」において、「文化財資料の電子化と各種情報の提供」の進捗状況について、記載されている。

⑥第3次日田市環境基本計画

日田市環境基本計画は、環境保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的とし、策定された。

第3次環境基本計画は、世界的な気候変動問題、プラスチック問題の深刻化や環境・経済・社会の三側面が関連し複雑化した課題に対応し、持続可能な世界を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」の考えのもと、受け継がれてきた「水郷ひた」と呼ばれる恵まれた自然環境を守り、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進するため、策定された。

計画期間は、令和3（2021）年度から、令和9年（2027）年度までとなっており、施策の柱として4つの項目が定められている。

このうち、文化財に関する施策については、「施策の柱 i. 地域資源を生かすまち～水郷ひたづくりの推進～」の「基本施策（7）歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全」において、「1 歴史的・文化的資源の保全・活用を図ります。」「2 良好な町並み景観を保全します。」という施策の方向が示されている。

⑦新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン

新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンは、相互に関連する森林・林業・木材産業のあるべき姿の実現のため、森林・林業・木材産業関係者だけでなく、森林の有する多面的機能の恩恵を受ける市民の理解を深めながら、長期的視点に立って取り組む、日田市が目指すべき森林の姿と基幹産業である林業・木材産業振興の基本的な指針である。

計画期間は13年となっており、4年ごとに必要に応じて見直しを行っている。

「(1) 森林を守り・育てる」「(2) 森林を活かす」「(3) 森林でつながる」という三つのテーマのうち、「(1) 森林を守り・育てる」の「①多面的機能発揮する豊かな森林づくり ○市有林の活用」の中で、日田祇園の山鉾の車輪や小鹿田の唐白となる材料を育てる目的で、市有林にアカマツ3200本を植栽するという「地域文化財継承へ「祇園の森」の取組」が紹介されている。

次の計画について、現在策定作業中。計画期間は令和5年度から5年間。近々、パブコメを実施。→更新後修正とさせていただきます。

⑧日田市観光振興基本計画

日田市観光基本計画は、旅行者のニーズの多様化など、観光を取り巻く環境の変化に柔軟に対応すべく、本市の特性を活かした持続可能な“観光振興によるまちづくり”を目指して、その基本となる理念・基本方針・基本施策を掲げ、行政や観光協会、観光関連事業者、観光関連団体のみならず、市民や各種団体、事業者などが一体となって観光振興を図るための指針として策定された。

計画期間は平成25(2013)年度から令和4(2022)年度までとなっており、基本方針として5つの項目が定められている。

特に文化財に関する施策については、「基本方針1. 地域資源を活かした観光の魅力づくり 基本施策(2)“天領”の歴史・文化を活かした観光の魅力づくり」において、「①天領の町並みを核とした観光事業の推進」「②咸宜園等の歴史的資源の活用」が、基本的取り組みとして示されている。

⑨日田市景観計画

日田市景観計画は、都市部における画一的な開発や都市の形成、また農村部における後継者不足などによる耕作放棄地や荒廃林地の増加など、経済性や効率性を追求したまちづくりによる景観破壊から、市民・事業者・行政が協働して、日田市特有の良好な景観を守り、育て、後世に継承していくため、策定された。

旧日田市、旧天瀬町、旧大山町、旧上津江村、旧中津江村、旧前津江村の6つの地域は、それぞれが持つ豊かな地域資源により独自の景観特性を有しており、合併によって行政区域は一体となったが、実効性の高い景観形成を図るために、それぞれの地域の特性をふまえ、景観計画区域を4つの景観形成重点地区、3つの線的な景観軸、3つの面的なゾーン、1つの特別区の合わせて11ゾーンに区分した。

基本理念として「自然と地域と人がつながる“水郷日田”の景観まちづくり」を掲げ、さらに目標として、「①豊かな自然環境を守る景観まちづくり」「②地域をつなげる景観まちづくり」「③地域の個性を活かした景観まちづくり」「④みんなが主役の景観まちづくり」を掲げている。また、これらの目標を達成するため、基本方針として、「①暮らしを支える農林山村を守り・育てます。」

《資料4》

「②地域をつなぐ”おもてなし空間”を形成します。」「③歴史と伝統が息づく町並み景観を守り、活かします。」「④身近で日常的な景観を一人ひとりが守り、育みます。」を掲げている。

⑩日田市都市計画マスタープラン

日田市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき「日田市の都市計画に関する基本的な方針」を示すものである。市民の意見を反映しながら、“日田市における将来の都市像”の方向性を示すことで、地域ごとの課題に応じた都市施設の整備方針などを定めている。土地の利用方法や道路・公園・上下水道などの施設整備の目標に加え、自然環境や景観、防災などに関する現況や動向を考慮した“長期的なまちづくりの基本構想”である。

計画期間は平成25(2013)年度から令和15(2033)年度までとなっており、将来の都市像を『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』とし、5つの基本方針を掲げている。この基本方針を元に、土地利用・交通体系・公園緑地・都市施設・景観・防災など、都市計画に関する分野毎にまちづくりの方針を設定している。

特に文化財に関する施策については、「1.土地利用の方針」における「歴史文化交流地」や、「5.景観の方針」において、示されている。

(3) 個別の文化財の計画等

①史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想

史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想は、国指定史跡である小迫辻原遺跡を恒久的に保存し、生涯学習や、地域交流ネットワーク、観光振興の拠点として整備・活用を図ることを目的とし、平成10(1998)年3月に策定した。あくまでも史跡指定地内の計画を重視するため、まず指定地内の計画を行い、次にその内容を受けて周辺計画を行う流れとした。

史跡指定地内の整備方針については、「基本的に、遺構の変遷が理解できるよう、4つの時代を整備する。」「4つの時代の遺構を年次ごとに整備する。」「特に、1号条溝・2号環濠居館・2号環濠は優先的に整備する。」とし、指定地周辺の整備方針については、「広大な用地を活用し、生涯学習だけでなく、周辺地で農業振興をはかる施設を整備する。」「遺跡及び市内を俯瞰できる施設を整備する。」「周辺地域との交流ネットワークを図る施設を整備する。」とし、それぞれの整備方針に沿った計画を示している。

②史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書

史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書は、国指定史跡である小迫辻原遺跡を将来にわたり適切に保存・管理していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、保存・管理における方針とその方法、将来像と土地公有化の方針、現状変更などの取扱いについての基準などを定めるとともに、史跡の本質的価値を再確認し、追加指定などについて検討することを目的とし、平成22(2010)年度に策定した保存管理計画の計画書である。

保存管理の考え方として、「史跡の恒久的な保存を行う。」「将来的な史跡環境の整備を見据えた保存管理を行う。」「地域住民の生産活動などに配慮した史跡保存を行う。」「市民協働の保存管理を行う。」の4つを提示し、それらの考えを盛り込んだ「①史跡の構成要素の概念整理」「②保存

管理方法の提示」「③現状変更等に関する取り扱い基準の明確化と公有化の方針の提示」「④本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺環境の保全」「⑤本質的価値の保存を前提とした整備・活用」「⑥保存管理の体制」の6つの保存管理の基本方針を定めている。

③史跡ガランドヤ古墳保存整備基本計画

史跡ガランドヤ古墳保存整備基本計画は、国指定史跡であるガランドヤ古墳の保存整備の基本となることを目的とし、平成23(2011)年3月11日に策定した。

保存の方針として、ガランドヤ古墳の価値の中で最も重要な石室とその内部壁面に描かれた装飾壁画を確実に保存し、後世に伝えていくことを目的に、現状を詳細に把握するための調査及び最適な保存環境を得るための試験等を積極的に実施していくことを掲げている。また、遺構の保存整備と併行して周辺環境及び景観についての整備を行い、遺構の保存のための施設・処理などがその機能を十分に発揮できるようにするとともに、来訪者にとって親しみやすい環境を形成することを掲げている。

活用の方針として、ガランドヤ古墳が持つ本質的価値を理解できるような表現手法を用いて、広く一般に公開し、貴重な歴史的遺産について学べる場を提供するとともに、文化的観光資源として積極的に情報を発信していくことと、市内の指定文化財や他市の装飾古墳と連携した文化的活動を通じて、郷土文化への理解と愛着を深め、文化財愛護思想の啓発を促すことを掲げている。また、史跡の管理・活用においても、市民や地域住民が主体的に、行政と協働して無理なく維持していける体制をつくることも掲げている。

④天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想

天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想は、国指定天然記念物である小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群を将来にわたり適切に保存・管理、活用していくことを目的に、その方針と方法、現状変更などの取扱いについての基準などを定めることを目的とし、平成24(2012)年3月30日に策定した。

保存管理の原則である「①天然記念物の恒久的な保存を行う。」「②天然記念物の特徴・価値を踏まえた保存管理と活用を行う。」「③現状に即した柔軟な対応を行う。」に基づき、「①天然記念物の構成要素の特性の把握」「②保存管理方法の提示」「③現状変更等に関する取り扱い基準の明確化」「④本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺環境の保全」「⑤本質的価値の保存を前提とした活用構想」の5つの基本方針を定めている。

⑤史跡『廣瀬淡窓旧宅及び墓』保存管理計画書

史跡『廣瀬淡窓旧宅及び墓』保存管理計画書は、国指定史跡である廣瀬淡窓旧宅及び墓の将来にわたり適切に保存管理していくために、史跡の本質的価値を明確にし、保存管理における方針とその方法、現状変更などの取扱いについての基準などを定め、整備活用などを含めた将来像を示すことを目的とし、平成26(2014)年度に策定した保存管理計画の計画書である。

保存管理計画の目標を「史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓の本質的価値を構成する要素を適切に保存し、その価値を高めるとともに、史跡と一体となった豆田町の町並みや周辺文化財と連携した保存活用

表1 文化財の種類一覧

文化財類型	種類
有形文化財	【建造物】 【美術工芸品】 絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、 歴史資料など
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等
民俗文化財	【有形の民俗文化財】 無形の民俗文化財に用いられている衣服、器具、 家屋など 【無形の民俗文化財】 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣 習、民俗芸能、民俗技術
記念物	【遺跡】 貝塚、古墳、都城跡、旧宅など 【名勝地】 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳など 【動物、植物、地質鉱物】
伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村など
文化的景観	農耕、採草・放牧、森林、漁労、水の利用、採掘・製造、流通・往来、 居住などに関する景観地（地域における人々の生活又は生業及び当該地 域の風土により形成された景観地）
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料製作、修理・修復の技術など
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財

一方で、『第2次日田市文化振興基本計画』では、対象とする文化に、「芸術文化（美術、写真、書道、音楽、舞踊、演劇、建築 など）」や「メディア芸術（映画 など）」、「伝統芸能（神楽、民謡、民踊 など）」、「伝統技術（陶芸、木竹工芸、漆工芸、漁法、建築技術 など）」、「生活文化（茶道、華道、食、方言、街並み、景観、自然 など）」などを挙げている。このように長い歴史の中で人々の営みによって生み出され、今日まで守り伝えられてきた文化財は本市に数多く存在するが、そのほとんどは「未指定」となっている（以下「未指定文化財」という。）。

そこで、本計画では、文化財保護法に基づく指定等の有無、有形・無形を問わず、地域に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統にはぐくまれた全ての文化財を対象とし、その調査・保存に努め、併せて教育や観光等様々な分野での活用を図ることによって、貴重な財産である文化財を後世に伝えていくことを目指す。